

令和2年1月29日
総合政策局地域交通課「持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保に向けた
新たな制度的枠組みに関する基本的な考え方」

～「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会」中間とりまとめ～

この度、地域公共交通部会の中間とりまとめとして、平成26年の地域公共交通活性化再生法改正の成果・課題や今般の社会経済情勢の変化を踏まえて提起された4つの課題・テーマ（解決の方向性）に対応し、速やかに実施すべき具体策がとりまとめられました。

国土交通省では、これを踏まえ、必要な制度改正に取り組んでまいります。

交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会（部会長 中村文彦 横浜国立大学副学長・教授）は、令和元年9月より5回開催し、地域公共交通活性化再生法の計画制度をはじめ、今後の地域公共交通政策のあり方について審議し、この度、その中間とりまとめがとりまとめられました。

中間とりまとめのポイントは以下のとおりです。

- 「成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）」において、「地域交通について、多様な主体が連携・協働し、AIなどの新技術・サービスの進展も踏まえた地域の取組を促進するための計画・支援制度等の在り方の検討を行い、2020年の通常国会を目指し、地域公共交通活性化再生法などの見直しを検討する。」とされたこと等を踏まえ、地域公共交通は地域に不可欠な基盤的サービスであるとの認識を共有した上で、持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保に向けて、主に制度的な側面から早期に実現を目指すべき施策を整理。
- 平成26年の地域公共交通活性化再生法改正の成果と課題、それ以降の地域公共交通をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、以下の4つの課題・テーマ（解決の方向性）を提起し、それらに対応する主な具体策を速やかに実施すべき。
 - (1) 地域が自らデザインする地域の交通
 - 【具体策①】地方公共団体による「地域公共交通計画（仮称）」作成の努力義務化
 - 【具体策②】定量的な目標設定、実施状況の分析・評価の明確化
 - 【具体策③】協議会のガバナンスの強化、人材育成
 - 【具体策④】公共交通マーケティング手法の活用徹底
 - (2) 移動者目線の徹底による既存サービスの改善
 - 【具体策①】「地域公共交通利便増進事業（仮称）」の創設
 - 【具体策②】共同経営等に係る独禁法の特例創設
 - 【具体策③】移動その他の地域の課題を解決するためのMaaSの円滑な普及促進に向けた措置
 - 【具体策④】新技術の積極的活用
 - (3) 郊外・過疎地等における移動手手段の確保
 - 【具体策①】「地域旅客運送サービス継続事業（仮称）」の創設
 - 【具体策②】タクシーの一層の活用
 - 【具体策③】自家用有償旅客運送制度の実施の円滑化
 - 【具体策④】ラストマイル対策

（裏面へ続く）

(4) 計画の実効性確保及びサービスの持続性重視

【具体策①】地方公共団体への通知、意見提出の仕組みの創設

【具体策②】貨客運送効率化事業(仮称)の創設

【具体策③】「地域公共交通計画(仮称)」と乗合バス等の運行費補助の連動化等

上記を踏まえ、国土交通省では、必要な制度改正に取り組んでまいります。

なお、本部会は、今後最終とりまとめに向けて審議を行っていく予定です。

(添付資料)

○委員等名簿

○開催経緯

○中間とりまとめの概要

なお、中間とりまとめの全文は、国土交通省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo12_sg_000112.html)をご覧ください。

〈お問い合わせ先〉

国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議官部門地域交通課
すがわら か が や まつばら
菅原、加賀谷、松原

代表：03-5253-8111（内線 54815）

直通：03-5253-8987

FAX：03-5253-1559